

# エジプトにおける新消費者保護法に関する概要

(2019年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

カイロ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が現地法律事務所 Riad & Riad Law Firm に作成委託し、2019年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Riad & Riad Law Firm は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Riad & Riad Law Firm が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・カイロ事務所

E-mail：[CAR@jetro.go.jp](mailto:CAR@jetro.go.jp)

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## 目次

はじめに.....	1
法の適用対象.....	1
供給元側の義務.....	1

# エジプトにおける新消費者保護法に関する概要

## はじめに

2018年9月13日、76項から成る新しい消費者保護法、No.181/2018（以下、「この法または新法」）が制定された。これにより、旧消費者保護法 No.67/2006 は失効する。新法は制定から3カ月後、すなわち2018年12月14日より施行されるが、執行規約は制定から3カ月以内に発令される。

この法により、消費者の権利はより手厚く保護されることとなり、さらにその対象が、インターネットでの取引、建物や器物の補修管理、家内取り付け工事のサービス、そして不動産取引にまで拡充されることとなる。さらにこの法には、あらゆる分野の製品についての広告や、当たり付きの製品や懸賞広告を載せるにあたっての規制も盛り込まれている。

## 法の適用対象

新法によって、より広範囲の業種が“供給元”（サプライヤー）と定義されることになる。そこには、すべてのサービス業、販売業、輸入業、人材派遣業、商標登録や輸送業、または、商工業や教育などの専門職に携わるものが含まれ、インターネット上での活動もその範疇である。

新法は、消費者が購買と引き換えに景品に当選する、というような懸賞広告を掲載するにあたっての条件も定めている。

さらに、インターネット上での電子商取引についてもこの法の対象となる。

## 供給元側の義務

### ★ 詳細な情報開示とアラビア語による説明

供給元は製品について、原産地、原材料、値段、特長などを執行規定に基づき、消費者に周知させる。

広告、製品データ、請求書、受取書、契約書は、電子文書も含め、すべてアラビア語での表記または併記が必要とされる。また、供給元の連絡先、登記照明、商標（もしあれば）も上記の書類に掲載すること。

規約違反が確認された場合、1 万エジプトポンド以上 50 万エジプトポンド以下か、違反と認定された商品の商品価値か、どちらか高い方の金額が罰金として科せられる。

★ 内税方式

税金および支払いを義務付けられている債務は、内税として消費者に提示する定価に含めること。

★ 請求書発行の義務

供給元は消費者に対し、商取引の明細（日付/時間/値段/供給元）を明記した請求書または、受領書を発行しなければならない。発行を怠った場合、最低 3 万エジプトポンド、最高 100 万エジプトポンド、または違反行為の対象品の商品価値を 2 倍した金額のうち、高い方が罰金として科せられる。

★ 懸賞広告、当たり付き商品広告掲載に際しての許可取得

景品付き広告宣伝を行う際には、発表の 3 日前までに、消費者保護局に申請しなければならない。当局は不相当と判断された宣伝活動について、これを中止させる権利を有する。

★ 耐久消費財の保証について

耐久消費財の供給元は、製品の製造上の不備に起因する故障については、保証期間を消費者が製品を受け取った日から最低 2 年間とすること。補償には、検査、修理、純正部品の供給、修理のための運送、再設置、修理が含まれ、その費用は供給元の負担とする。

保証期間中、供給元は、消費者に対し定期点検の案内をし、修理や検査が行われた場合、その旨を記した書類を発行しなければならない。不具合の修理ができなかった場合、供給元は、新品との交換か、返金かのどちらかが義務付けられる。

★ 戦略物質について

この法では、いかなる理由があろうとも、売買の対象となった戦略資材の隠匿、売り控えを禁じている。

戦略物質として扱われるべき品目の決定と、それらを規制する法については、首相に権限が帰するものであり、決定事項は適時二つの日刊紙に発表される。

戦略物質を扱う企業は、その品目と在庫を所管官庁に報告する義務を負う。

## ★ 宣伝広告について

供給元および広告代理店は、下記の事項について詐称することを禁じられている。

1. 商品の種類別、特長、成分表示
2. 原産国名、重量、サイズ、製造方法、製造年月日、賞味期限、使用説明書、および使用期限
3. 製品の特性と使用後の効能効果
4. 価格、支払方法、および税額
5. 製造元やサービスを提供する業者の身元
6. サービスの内容、提供可能な地域、使用上の注意やその製品ならではの特徴
7. 契約条項と付随する条件、アフターサービス保証
8. 製品やサービスについての受賞歴
9. 商標登録、ロゴデータ、ロゴマーク
10. 値引きやセール
11. 在庫の数量

## ★ 製品の交換と返金についての方針

消費者は理由を説明せずとも、購入した商品が購入時の状態そのままにあり、かつレシートの提示が可能な場合、購入後 14 日以内までの、交換、返金できることが保証されている。この交換、返金保証期間は、製品に不備があった場合や機能が仕様どおりでなかった場合に限り、購入後 30 日にまで延長される。

この保証期間は、下記のような条件下では適用されない。

- a. 製品の性質上、機能上、あるいは梱包、包装の方法などにより、交換や返金の対象となる状態での返品が難しい場合。
- b. 生ものや、痛みやすいもの
- c. 製品が、消費者の不注意により、購入時と同じ状態ではない場合。
- d. 製品が購入者の依頼によって特別仕様になっており、注文どおりに仕上がっている場合。
- e. 書籍、新聞、雑誌、情報伝達のための要項、綱領

## ★ 家内工事、取り付け点検サービス、管理サービスに関する保証

国内で初めて、家内工事、取り付け点検、管理などのサービスが、消費者保護法の下で規制されることとなった。新法では、上記のようなサービスを提供した供給元が、施工や使用した

部品に対し、最低1年間の保証するよう義務付けている。供給元の不注意や手抜きによって生じた不備が確認された場合、保証期間は最低3年に延ばされる。

さらに、供給元は顧客に対し、施工前に必要とされる作業とその見積書を提出することが求められる。

#### ★ 不動産取引について

これまでしばしば詐欺の温床となっていた不動産業界の、家賃問題や土地家屋の売買問題に関し、この新法では踏み込んだ規定を適用することになる。

この法は、不動産開発会社に対し、建築法 No.119/2008 に定められた不動産取引許可なしには、いかなる開発プロジェクトや売り地、売り家の宣伝広告も行ってはならないと禁止している。さらにこの法により、土地家屋売買に際して、所有者から取引登記手数料として資産価値の5~10%が、不動産開発会社に払われるといった慣習も撤廃される。

#### ★ オンラインショッピング

インターネット上でのマーケットが広がり、多くの人々がオンラインで買い物をする現状をふまえ、この法は、電子決済に際して関心が高い点について、消費者保護を実現するための条項を定めるものである。

この法では主に、注文の取り消し、返金対応に焦点を絞り、電子決済の際に消費者に明示するよう規定する。注文のキャンセルの期限は発注後7日以内とし、購入品の返品返金保証は、注文時から14日以内ではなく、購入者の注文品の受領から14日以内とする。

#### ★ 制裁措置

新法では規定違反に対する罰則が厳しくなっており、供給元は、違反行為によって高額な罰金の支払いまたは懲役刑を求められることになる。罰金は最低1万エジプトポンドから最高200万エジプトポンド、あるいは違反の対象品の価格、いずれか高額の方を科されることとなる。さらに、違反によって消費者の健康が著しく損なわれた場合、消費者の生死にかかわるような損害を与えた場合には、供給元には最低1年の懲役刑が科される。